

平成 24 年度

財政援助団体等監査結果報告書

(平成 24 年度対象)

八 戸 市 監 査 委 員

(平 . 25 . 5)

八 監 第 1 3 号
平成25年5月21日

八戸市長
小 林 眞 様
八戸市議会議長
秋 山 恭 寛 様

八戸市監査委員 白 川 文 男

八戸市監査委員 細 越 善次郎

八戸市監査委員 坂 本 美 洋

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成24年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

目 次

財政援助団体等監査結果報告

1	監査実施日	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査執行者	1
5	監査の方法	1
6	監査の結果	1
	財政援助団体	
	森と水のサンクチュアリ連絡協議会	2
	八戸市中心市街地活性化協議会	4
	出資団体	
	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	6
	公の施設の指定管理者	
	企業組合かぶあがり	8
	公益社団法人八戸市シルバー人材センター	10

1 監査実施日

平成25年1月31日から平成25年2月22日まで

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

森と水のサンクチュアリ連絡協議会

八戸市中心市街地活性化協議会

(2) 出資団体

社会福祉法人八戸市社会福祉事業団

(3) 公の施設の指定管理者

企業組合かぶあがり（対象施設：八戸市水産科学館）

公益社団法人八戸市シルバー人材センター（対象施設：八戸市東霊園・西霊園）

3 監査の範囲

平成24年度（平成24年4月1日～平成25年1月31日）

4 監査執行者

監査委員 白川文男

監査委員 細越善次郎

監査委員 坂本美洋

5 監査の方法

当該団体において執行された財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かを主眼とし、次のとおり実施した。

(1) 事前に提出された監査資料に基づき、各対象ごとに諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。

(2) 監査委員出席のもと、当該団体職員から事務事業の執行状況について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務についての監査の結果は、適正に処理されている。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

森と水のサンクチュアリ連絡協議会

1 概要

(1) 設立及び目的

この協議会は、八戸市南郷区における観光・集客の活動を連携して推進することで、地域の活性化を図ることを目的として、平成17年6月に設立され、主に次の事業を行うこととしている。

朝もやの館、山の楽校、グリーンプラザなんごうの各種イベントにおける宣伝活動の連携
その他目的達成のための必要な事業

(2) 組織

役員及び事務局は次のとおりである。

役員

会長	1名
副会長	2名
理事	3名
監事	2名
事務局職員	2名

2 事業内容

平成24年度は、主に次の事業を実施している。

- (1) 「春まつり」イベントにおける宣伝活動の連携
- (2) 「青葉湖ウォーク」イベントにおける宣伝活動の連携
- (3) 「新そばまつり」イベントにおける宣伝活動の連携
- (4) 「雪蛭まつり」イベントにおける宣伝活動の連携

3 予算状況

平成24年度における予算は、次のとおりである。

収入予算額	1,032,055 円
支出予算額	1,032,055 円
収支差額	0 円

4 監査項目

支出事務 支出事務等に関する書類

5 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

八戸市中心市街地活性化協議会

1 概要

(1) 設立及び目的

この協議会は、中心市街地の活性化に関する法律に基づき八戸市が作成しようとする、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（基本計画）並びに認定された基本計画（認定基本計画）及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、八戸市中心市街地の活性化の推進と市勢の発展に寄与することを目的として、平成19年11月に設立され、主に次の事業を行うこととしている。

八戸市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出

八戸市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

八戸市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換

八戸市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施

中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換

協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等）

その他中心市街地の活性化に関すること

(2) 組織

役員及び事務局は次のとおりである。

役員

会長	1名
副会長	2名
会計監事	2名
委員	32名
事務局職員	4名

2 事業内容

平成24年度は、主に次の事業を実施している。

(1) 会議の開催

協議会、幹事会、専門部会

(2) 調査研究事業

中心商店街通行量調査、先進まちづくり・商店街視察会

(3) 空き店舗対策事業

店舗・オフィス見学相談会の開催

(4) コンセンサス形成事業

タウンマネージャーの設置、中心市街地活性化基本計画や中心市街地活性化に関する勉強会等の開催

(5) 広報活動

広報誌「まちトピ」の発行

3 予算状況

平成24年度における予算は、次のとおりである。

収入予算額	5,620,000 円
支出予算額	5,620,000 円
収支差額	0 円

4 監査項目

支出事務 支出事務等に関する書類

5 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

社会福祉法人八戸市社会福祉事業団

1 概 要

(1) 設立及び目的

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、平成10年2月に設立され、平成10年4月より業務を開始し、主に次の事業を行うこととしている。

第一種社会福祉事業

- ア 養護老人ホームの経営
- イ 児童養護施設の経営
- ウ 母子生活支援施設の経営
- エ 知的障害児施設の経営
- オ 障害者支援施設の経営

第二種社会福祉事業

- ア 老人居宅介護等事業の経営
- イ 障害福祉サービス事業の経営
- ウ 移動支援事業の経営
- エ 老人デイサービス事業の経営

(2) 組 織

役員及び事務局は次のとおりである。

役 員

理 事 長	1 名
理 事	5 名
評 議 員	1 5 名
監 事	2 名
事務局職員	1 9 7 名

2 事業内容

平成24年度は、主に次の事業を実施している。

(1) 第一種社会福祉事業

- 知的障害児施設 うみねこ学園
- 障害者支援施設 いちい寮
- 養護老人ホーム 長生園
- 児童養護施設 浩々学園
- 母子生活支援施設 小菊荘

- (2) 第二種社会福祉事業
 - 老人居宅介護等事業
 - 障害福祉サービス事業
 - 移動支援事業
 - 老人デイサービス事業

- (3) 公益事業
 - 訪問入浴介護事業
 - 居宅介護支援事業
 - 訪問入浴サービス事業
 - うみねこ学園日中一時支援事業
 - いちい寮日中一時支援事業

3 予算状況

平成24年度における予算は、次のとおりである。

(1) 一般会計

収入予算額	913,446,000 円
支出予算額	913,446,000 円
収支差額	0 円

(2) 特別会計

収入予算額	57,257,000 円
支出予算額	57,257,000 円
収支差額	0 円

平成24年度収支

収入予算額	970,703,000 円
支出予算額	970,703,000 円
収支差額	0 円

4 監査項目

支出事務 支出事務等に関する書類

5 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

企業組合かぶあがり

対象指定管理施設 八戸市水産科学館
所 管 課 まちづくり文化観光部観光課

1 概 要

(1) 施設概要

八戸市水産科学館

所 在 地 八戸市大字鮫町字下松苗場14番地33

敷地面積 21,765.52㎡

建物構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 5 階建

延床面積 2,341.46㎡

施設内容 展示室、映像シアターを有し、八戸市の水産、海の生態に関する資料等の展示により、八戸市の水産に関する知識の普及向上を図るための施設として利用する。

(2) 指定管理内容及び期間

地方自治法第 244条の 2 第 3 項及び八戸市水産科学館条例に基づき、八戸市と相互に協力し、本施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

ア 八戸市の水産、海の生態に関する資料等の展示に関する業務

イ 本施設の使用の許可に関する業務

ウ 本施設の施設、設備等の維持管理に関する業務

エ その他市長が必要と認める業務

本施設の管理を行う期間は平成21年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までとしている。

(3) 管理運営体制組織

本事業の管理運営体制は次のとおりである。

館	長	1 名					
事	務	長	1 名				
ス	タ	ッ	フ	5 名			
社	会	適	応	訓	練	生	1 名

2 指定管理料

平成24年度における指定管理料は、次のとおりである。

指定管理料年額 42,391,000 円

3 監査項目

- (1) 収入事務 利用料金収入
- (2) 支出事務 支出事務等に関する書類

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

公益社団法人八戸市シルバー人材センター

対象指定管理施設 八戸市東霊園・西霊園
所 管 課 市民健康部市民課

1 概 要

(1) 施設概要

八戸市東霊園

ア 所在地 八戸市湊高台八丁目170番地 2
イ 面積 245,077.59㎡
ウ 墓地基数 6,746基
エ 施設内容 管理事務所、葬祭場、水汲場、駐車場、調整池、無縁塔 他

八戸市西霊園

ア 所在地 八戸市大字河原木字見立山 2 番地 1
イ 面積 50,438.92㎡
ウ 墓地基数 2,418基
エ 施設内容 管理事務所、葬祭場、水汲場、駐車場、調整池 他

(2) 指定管理内容及び期間

地方自治法第 244条の 2 第 3 項及び八戸市霊園条例に基づき、八戸市と相互に協力し、本施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

- ア 本施設の運営に関する業務
- イ 本施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- ウ その他市長が必要と認める業務

本施設の管理を行う期間は平成22年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までとしている。

(3) 管理運営体制組織

本事業の管理運営体制は次のとおりである。

理 事 長	1 名
常 務 理 事	1 名
事 務 局 長	1 名
事 務 職 員	6 名
東 霊 園 管 理 者	4 名
西 霊 園 管 理 者	2 名
東 霊 園 ・ 西 霊 園 維持管理スタッフ	2 9 名

2 指定管理料

平成24年度における指定管理料は、次のとおりである。

指定管理料年額 22,750,000 円

3 監査項目

支出事務 支出事務等に関する書類

4 監査の結果

上記の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。